

「業務方法書に定める有資格者の候補者の募集について」の質問及び回答

| No. | 質問対象資料 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 1 | ①公益目的的事業について (2) P.1 イ自動車損害共済 | 自動車損害共済に関しては、「市等が所有、使用又は管理する庁用車、消防車及び塵芥車など（公用車）の事故による損害をてん補します」とありますが、損害保険会社の自動車保険で言うところの「車両補償」の部分のみでしょうか？ それとも、「車両補償」以外に、「対人賠償」、「対物賠償」、「搭乗者傷害」等も補償範囲に含まれるのでしょうか？ | 自動車損害共済では、「車両補償」以外に「対人賠償」、「対物賠償」も補償範囲に含まれます。 なお、「搭乗者傷害」等の傷害の補償はありません。 |
| 2 | ⑦財務諸表に対する注記 参考 ⑤支払準備資産に関する規程 | 財務諸表に対する注記において、異常危険準備金の計上基準の箇所に次の文言があります。 「なお、支払い準備のために保有すべき資産の額は、保険数理人が算定したリスクの額 172 億円の 6 倍に相当する 1,032 億円である。」 ここにある「6 倍」については、支払準備資産に関する規程の第 2 条にあることは理解しましたが、これはどのような考え方から導かれたものでしょうか？ また、この「6 倍」は、業務を行う上では“是”として進めてよいものでしょうか？ | 平成 23 年、当時アクチュアリーの有資格者から、民間損保のソルベンシーマージン比率は 800%～1,200%であること、民間損保では契約者保護機構が有るのに対し、本会には、こうしたセーフティネットがないことを考慮し、損保で最大である 1,200%にソルベンシーマージン比率を合わせるべく「6 倍」の設定をした経緯があります。 したがって、この「6 倍」を“是”として進めていただいて差支えありません。 |